

うち全員で読みましょう！
読んだら名前を書きましよう！

名前

麻生町報

発行所

麻生町42番地

麻生町役場

発行人

高野勝

印刷所

麻生印刷所

民生委員が改選

児童委員を兼ねる

麻生町の民生委員は、十二月一日付で改選になり、厚生大臣より委嘱されました。この委嘱と同時に児童委員も委嘱になりました。

(氏名)	(住所)	(担当区域)
エ雄蔵	富田	1,2区
佐仁	富田	3区
基満	粗毛	玄通
正久	下浦	7,8区
有作	古宿	新田
蔵光	田町	新原
雄健	白浜	沼田
観夫	青龍	鹿川
四郎	新宮	杉岡
弥三	小牧	天掛
門助	井貝	沢方
忠三	小高	南郷
トヨ	島田	門並
兵衛	大磯	川尻
好和	根本	阿部
要道	高橋	金田
一郎	慶三	宮内
とく	金田	金田

新しい意欲をもやして

麻生町農業学校では毎月学習を進めています。十一月の学習は郡経済連のあつせんで農業機械の講習を石川島芝浦の技師を招いて、エンチンの分解や理論と現物指導に時刻四

時まで懸命に学びました。おかげで一方女子部も今年度は、一般の開設を基礎から家業の感覚の教養を身につけるため男子にまかせまいと、はげん

年末から年始にかけて

役場の御用は早めに

年末、年始には、次のように役場が休みになりますから、御用のある方は、早めにおいで願います。

お知らせ

御用納め

十二月二八日

年末休暇

二九、三〇、三一

元旦

年始休暇

一月二、三日

御用始めは一月四日になります。

予防消防に全力

パレードと消火演習

予防消防には、やつてやつてやり過ぎるといふことはありません。特に年末年始にかけての予防消防は年中行事のひとつですが、まだまだ徹底しているとは申せません。

行方郡消防協会では去る十二月一日、ポンプ自動車による火防宣伝パレードを行ない、郡内町村を一周して宣伝につとめました。翌二日には、麻生町秋季点検を行い、いつでも活動できる態勢を整えました。



十一月二十二日明年度の黄萎病の徹底防除を実施する目的で、麻生町黄萎病対策協議会が結成されました。

黄萎病対策協議会を設置

正月用もち米の配給

一般消費者一人につき一精米キログラムが配給になります。この有効期限は、十二月末日までです。

38年度米穀の政府買入価格

昭和三十八年度米穀の政府買入価格の時期別格差が次のようになります。

時期別	二五〇K当六〇K当
九月一日迄	六〇〇円
九月十日迄	二四〇円
九月二十日迄	一六〇円
九月三十日迄	八〇円

麻生町の37年度米集荷状況は次のとおりです。

要請量 六一、三五〇俵
申込量 六二、四二二俵
指示量 六二、四二二俵
減額量 二、六三五俵
(米穀売渡に関する政令第八号第一項)
変更指数量 五九、七八七俵

11月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,766人	2,972人	5,738人	1,220
太田地区	1,105	1,134	2,239	398
大和地区	2,520	2,719	5,239	915
行方地区	1,259	1,391	2,650	503
小高地区	1,799	1,875	3,674	679
計	9,449	10,091	19,540	3,715

会 長	麻生 勝
副 長	防除 隊
成 員	太田 山 永 高 鈴 根 横 山 木 本 繁 多 忠 樹 留 一 実 勝

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載人員

37年12月20日確定期日現在

投票区別	登 録 人 員		
	男	女	計
麻生投票区	217	199	416
太田 〃	26	12	38
大和 〃	223	188	411
行方 〃	106	101	207
小高 〃	77	73	150
計	649	573	1,222

今月の税

町民税 才3期

保険税 才5期

12月25日
までに

☆12月のこよみと行事☆

- 1日 消防ポンプ郡内パレード
- 2日 国民宿舎運営委員会
- 3日 消防秋季点検
- 4日 臨時町議会
- 5日 第14回人権週間
- 6日 郡内経済課長会議
- 7日 民生委員協議会
- 8日 郡教育振興大会
- 9日 町農業委員会
- 10日 町教育委員会
- 11日 世界人権デー
- 12日 土地改良理事長会議
- 13日 郡一周駅伝競走打合せ
- 14日 年賀郵便特別取扱い(28日まで)
- 15日 年金事務研究会 校長教頭会議
- 16日 基本名簿確定日
- 17日 小中学校終業式 冬至
- 18日 郡内一周駅伝競走
- 19日 御用納 大掃除
- 20日 31日まで年末休暇
- 21日 大晦日

後藤さん

拠出年金受給第三号

四鹿の後藤進(四六才)さんは去る十一月十一日不幸にして急死されました。後藤さん一家も年金保険料をきちんと納めていたもので、妻のいし(四四才)さんには十八才未満の子供があるためだちに母子年金の受給権が発生し、二四、〇〇〇円の年金を受けることになりました。この年金の額は一人目の子については一九、二〇〇円、二人目の子からは一人につき四、八〇〇円の加算という計算です。前号でもお知らせしましたが、母子年金の額は子供の数によってそれぞれが異なります。例えば、子供三人の場合は二八、八〇〇円、四人の場合は三三、四〇〇円となります。その後、そのうちの子が十八才になったときには、そのたに計算額四、八〇〇円が減つていきます。けれども一九、二〇〇円以下なることはない訳です。

△国民年金の各種(老令、障害、母子、遺児、寡婦)年金とも保険料納付が第一要件です。から、保険料は納期内に必ず納めよう。

常北町婦人学級生との交歓

十一月二十六日、常北町の婦人学級生六〇名が麻生町の各婦人学級の運営状況を見るため来町しました。迎えた各地の婦人学級生代表五〇名は白帆荘に於て登壇討論で大いに効果を収めました。麻生町お得意のロールプレイング(演技討論)での発表は、常北町の学級生に大きな感銘を与え、婦人学級のあり方、今後の問題等を適切に表現して、大変よいお土産が出来ました。今後とも御指導をお願いいたしますと感謝のうちに帰つて行きました。

(写真はロールプレイング)

インフルエンザ

十一月二十六日、常北町の婦人学級生六〇名が麻生町の各婦人学級の運営状況を見るため来町しました。迎えた各地の婦人学級生代表五〇名は白帆荘に於て登壇討論で大いに効果を収めました。麻生町お得意のロールプレイング(演技討論)での発表は、常北町の学級生に大きな感銘を与え、婦人学級のあり方、今後の問題等を適切に表現して、大変よいお土産が出来ました。今後とも御指導をお願いいたしますと感謝のうちに帰つて行きました。

ラジオの温かい贈り物

伊藤さん7号 鈴木さん8号

不用になつたラジオを町内の生活不自由者に送る運動に、賛同された方は、永作利雄、柳町清寿、永作文雄、大脇左伝、鬼沢カネの皆さんでこのたび第七号 下淵伊藤今朝治



工業統計調査にお願い

工業統計調査は、わが国における製造業に属するすべての事業所を悉皆的に調査するいわゆる製造業に関する国勢調査であります。その目的は、製造事業所の実態を正確に把握し、国および地方公共団体の諸施策を推進するための資料として重要な意義をもつ統計調査であります。調査は、昭和37年12月31日現在で行いますが、

歩行者から

運転手へのお願い

道路交通法は、歩行者保護の精神で貫かれています。運転手さんたちは、鋼鉄で作られた車体の中におさまつていて安全ですが、私たち歩行者は、全身を危険にさらしているわけです。だから自動車に接近すれば、必ず私たちの方々が被害者なのです。どうか人間の命は何物にもかえがたい尊いものであるといふ人道的精神で、道行く人は道路交通法は、歩行者保護の精神で貫かれています。運転手さんたちは、鋼鉄で作られた車体の中におさまつていて安全ですが、私たち歩行者は、全身を危険にさらしているわけです。だから自動車に接近すれば、必ず私たちの方々が被害者なのです。どうか人間の命は何物にもかえがたい尊いものであるといふ人道的精神で、道行く人は

混雑する場所での注意

正月は初参りや外出する人がふえるので、交通機関や盛り場をはじめ、各地の神社仏閣などが混雑して、思いがけない事故の起る可能性があります。①混雑することを予想される地域には、警察官が配置され整理や警戒に当たっていますが、人員が必ずしも十分ではありません。歩くとときは右側通行を守ること。②かつて新潟県の弥彦神社で死者二四名の惨事(31年元旦)が起きたことが、これは酒を飲んだ人々の多かつたことがおもな原因でした。祝い酒もよいが、ほろ酔いきげで混雑する場所へは行かないこと。

年賀状のあとしまつ

お年玉つき年賀はがきは、十二月十五日から一月十日までに年賀用として出されたものに限り四円となつています。それ以後に使用したものを一月十一日以後に使用の場合は、四円はがきも、五円はがきも、一円切手をはり足せば普通のはがきとして使用できますが、そのまゝ使用すると、あて先の交付期間は一月二十日よりで不足料金の二倍(二円)をとられます。

お年玉の抽せんとう賞品
年賀はがきのお年玉抽せん会は、一月十五日金沢市観光会館で開かれます。この当せん番号は郵便局の窓口で発表されるほか、ラジオのテレビ等で発表になり、賞品の交付期間は一月二十日より

料理飲食等消費税とは

どんな税金でしょうか？
料理飲食等消費税は、県税の一つで、料理店、キャバレー、バー、カフェー、旅館、飲食店などで遊興、飲食したり、宿泊したりする人に対して、その料金を課される税金です。そして、これらを経営者が、県に代つて税金とともに税金を客から徴収して県におさめるしくみになっています。経営者が税金を受取つたしるしとして、お客さんには「公給領収証」が渡されます。

税金はこうして計算します
普通旅館 ①宿泊の場合は1人1泊2食付の定額料金(奉仕料は含まれます)から基礎控除800円を差し引いた残りの額に対して10%の税金がかかります。ただし1泊2食の料金が1人1000円(免税点)以下の場合は課税されません。1泊2食の料金と、それ以外の増料理(婦人の接待を受けて飲食した場合は除きます)の料金を合計して、1人1000円以下の場合にも課税されません。
たとえば1人1泊2食付の料金が1500円の場合は、免税点の1000円をこえていますから課税され、1500円から基礎控除の800円を差し引いた残りの700円に対して、70円(10%)の税金がかかることになります。

②日帰りの場合 宿泊しないで休憩、会食などした場合には、席料、飲食代等の1人1回の料金が500円(免税点)以下の場合には課税されませんが、501円以上3000円以下の場合には15%の税金が、料金の全額に対してかかります。

割烹旅館 ①宴会、会食、休憩の場合
酒類の提供、婦人のサービスの有無にかかわらず免税点の適用がなく、消費金額が3000円以下の場合には10%、3001円以上は15%の税金がかかります。②1人1泊2食付の定額料金(奉仕料は含まれます)から基礎控除800円を差し引いた残りの額に対して10%の税金がかかります。ただし、1泊2食の料金が1人1000円(免税点)以下の場合には課税されません。
なお、宿泊客が1泊2食付として定めている食事のほかに、飲料増料理を飲食した場合は、その飲料及び増料理の合計料金が3000円以下は10%、3001円以上は15%の税金がかかります。この場合、婦人の接待がないときは、1泊2食付料金+飲食の料金+増料理の料金が1000円以下の場合には課税されません。

③温泉地、観光地の特例 温泉地又は観光地(国定公園及び県立公園となつている地域)の割烹旅館で、湯治客、家族連れ行楽客が休憩又は飲食をするさいに、婦人の接待を伴わなければ普通旅館のお客と同様に1人500円以下は課税されません。

料理店、カフェー、バー、キャバレー、小料理店など
旅館や飲食店のような基礎控除や免税点の適用はなく、消費料金の全額について次の税率が適用されます。1人1回の消費金額が3000円以下 10% 3001円以上 15%

飲食店、喫茶店
1人1回の消費料金が500円以下の場合には免税点(500円)の適用があり課税されません。1人1回の消費料金が501円以上になると、消費料金の全額に対して次の税率が適用されます。
501円以上3000円以下 10% 3001円以上 15%

なおデパートの食堂のようなあらかじめ食券を買つて、飲食物の提供を受けるような食堂(知事の指定を受けている場所)では上の記免税点(500円)の適用がなく、一品の価格が250円以下のものは課税されません。